

事務連絡  
令和5年3月24日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部) 御中  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について(その43)

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）】

問1 令和2年5月13日付で保険適用されたSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2抗原の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和5年3月24日付で薬事承認された「R T テスト イムノクロマト－S A R S – C o V – 2」（日本製薬株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和5年3月24日より保険適用となる。

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出】

問2 令和2年3月6日付で保険適用されたSARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出を実施する際に用いるものとして、「体外診断用医薬品のうち、使用目的又は効果として、SARS-CoV-2の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和5年3月24日付で薬事承認された「Whole In One SARS-CoV-2ダイレクト検出キット」（株式会社ニッポンジーン）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和5年3月24日より保険適用となる。